9～14　（略）

15　短時間労働者労働時間延長コース助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　有期契約労働者等について、そのキャリアアップを図るための措置を講ずる事業主であつて、次のいずれにも該当するもの。

イ・ロ　（略）

ハ　その雇用する有期契約労働者等（健康保険法（大正十一年法律第七十号）による健康保険の被保険者又は厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による厚生年金保険の被保険者（以下このハ及び附則第十七条の二の五において「被保険者」という。）でないものに限る。）に対し、一週間の所定労働時間を五時間以上延長する措置を講じた事業主であること（当該措置により当該有期契約労働者等が被保険者となる場合に限る。）。

ニ　（略）

二　（略）

（障害者雇用安定助成金）

第百十八条の三　（略）

2　障害者職場定着支援コース助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　雇用する障害者（障害者雇用促進法第二条第一号に規定する障害者のうち、身体障害者、知的障害者若しくは精神障害者又は発達障害者、高次脳機能障害を有するもの若しくは難治性疾患を有するもの（身体障害者、知的障害者又は精神障害者を除く。）に限る。以下この号（ロ(5)を除く。）において同じ。）の職場への定着を図るための措置を講ずる事業主であつて、次のいずれにも該当するもの。

イ　職場定着支援計画（障害者の職場への定着を図るために事業主が講ずる措置等を記載した計画をいう。次号リ及び第五項において同じ。）を、都道府県労働局長に対して提出し、認定を受けた事業主であること。

ロ～ホ　（略）

二　（略）

3・4　（略）

5　第二項第一号ロ(5)又は(6)の措置を講じた事業主が、それぞれ同号ロ(5)又は(6)に規定するその継続して雇用している障害者に対し、職務転換後の職務遂行に必要となる基本的な知識及び技能を習得させるための研修を実施した場合にあつては、同項第二号に定める額に加え、次の各号に掲げる職場定着支援計画の初日から六箇月ごとに区分した各期間（六箇月未満の期間を生じたときは、当該期間）における当該研修の実施に要した費用の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める額を支給するものとする。

一　一の期間において五万円以上十万円未満（三万円）　一人につき二万円（中小企業事業主にあつては、一人につき四万五千円（中小企業事業主にあつては、六万円））

二　一の期間において十万円以上二十万円未満　一人につき九万円（中小企業事業主にあつては、十二万円）

三　一の期間において二十万円以上　（略）

6・7　（略）

9～14　（略）

15　短時間労働者労働時間延長コース助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　有期契約労働者等について、そのキャリアアップを図るための措置を講ずる事業主であつて、次のいずれにも該当するもの。

イ・ロ　（略）

ハ　その雇用する有期契約労働者等（健康保険法（大正十一年法律第七十号）による健康保険の被保険者又は厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による厚生年金保険の被保険者（以下このハにおいて「被保険者」という。）でないものに限る。）に対し、一週間の所定労働時間を五時間以上延長する措置を講じた事業主であること（当該措置により当該有期契約労働者等が被保険者となる場合に限る。）。

ニ　（略）

二　（略）

（障害者雇用安定助成金）

第百十八条の三　（略）

2　障害者職場定着支援コース助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　雇用する障害者（障害者雇用促進法第二条第一号に規定する障害者のうち、身体障害者、知的障害者若しくは精神障害者又は発達障害者、高次脳機能障害を有するもの若しくは難治性疾患を有するもの（身体障害者、知的障害者又は精神障害者を除く。）に限る。以下この号（ロ(5)を除く。）において同じ。）の職場への定着を図るための措置を講ずる事業主であつて、次のいずれにも該当するもの。

イ　職場定着支援計画（障害者の職場への定着を図るために事業主が講ずる措置等を記載した計画をいう。次号リにおいて同じ。）を、都道府県労働局長に対して提出し、認定を受けた事業主であること。

ロ～ホ　（略）

二　（略）

3・4　（略）

（新設）

5・6　（略）